**⑤**　**規　約・会　則**　【例】

**第１条【名称】**

この会の名称を●●●●●の会とする。

**第２条【目的】**

この会は　｛絵を描くこと/写真/陶芸…その他｝　を通して、会員相互の親睦と交流を持ち、市域文化に

貢献する。

**第３条【会員】**

この会の会員は会の目的に賛同した人により組織する。会員資格は経験、並びに性別、年齢を問わず、

誰でも入会できる。

**第４条【事業内容】**

（１）定例会　　月２回（第２・第４土曜日）

（２）活動場所　●●●●公民館

（３）作品展　　年１回　市民ギャラリーにて開催

（４）臨時会　　美術展鑑賞・写生会・・・など、別途開催

（５）総会　　　年１回（１２月）

**第５条【役員】**

（１）この会には次の役員を置く。

　　　会長１名、庶務、会計その他幹事若干名

（２）役員の任期は１年とする。但し、再任を妨げない。

**第６条【講師】**

この会には実技指導講師を置く。講師には必要に応じて、会の運営について意見を求める。

**第７条【会費】**

この会の会費は年●●●●円とする。また必要なときは随時、徴収することがある。

**第８条【会計】**

会計は毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。予算の適正な執行を図るとともに、

当該年度終了後会計報告し、会員の承諾を得るものとする。

**第９条【事務局】**

当会の事務局を次の所在地に置く。

〒●●●━●●●●

藤沢市●●●●●●●●

TEL ０４６６－●●－●●●●　　　　　　　　　　　この会則は２０●●年●●月●●日に制定